

今回は代表的な二種類の遺言方式をご紹介します。

**①自筆証書遺言**→遺言者が全て自筆で遺言内容を作成。

**メリット**：一人で内密に作成でき費用が低額。**デメリ**

**ット**：遺言執行には家庭裁判所の検認手続が必要で時間と費用がかかり、すぐに使用できない。また文書内容の不備による無効、筆跡や遺言能力等について相続人間の紛争、紛失や改ざんの恐れ、遺言書が発見されない等により遺言内容が実現されない場合がある。

## ②公正証書遺言→公証人が

遺言者の口述した内容を文書にして証人が立会い、原本は公証人役場で保管します。**メリット**：検認手続が不要で遺言内容をすぐに実現でき、相続人等の負担が

少ない。また紛失改ざんの心配がなく無効になる恐れもほとんどない。相続人が遺言書の存在を検索することも可能。**デメリット**：公証人への費用がかかる。

以上から公正証書遺言の方が確実と言えます。遺言書は何度も作成できますので、とりあえず自筆証書遺言を作成しておいて、後で公正証書遺言を作成する事も一つの方法です。

過払い金の返還請求なら  
債務整理 離婚 相続 他

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

クレサラ  
無料相談

☎079-561-2050

tajima\_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)

<http://www.sandachuo.com>